

公共工事地産地消推進モデル事業(土木建築部)実施要領

1 事業の目的

公共工事地産地消推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）は、県内産の新製品・新技術・新工法等（以下「県内産品等」という。）を積極的に公共工事へ利活用することにより、開発促進へのインセンティブを与え、販路拡大を支援すると共に、建設産業の経営多角化をも促し、もって雇用創出と県経済の活性化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

山口県土木建築部の発注する公共工事に県内産品等を利活用し、工事完了後は県内産品等の有効性を検証・評価し、さらに開発企業への助言を行う。

3 モデル事業の実施

モデル事業で検証する県内産品等は、県が支援・助成している「山口県認定リサイクル製品」、「山口県産業技術振興奨励賞（旧山口県産業科学技術振興賞）」及び「中小企業等経営強化法（旧中小企業新事業活動促進法）に基づく支援製品・技術・工法」の中から、土木建築部内に設置する公共工事地産地消推進モデル事業技術審査会（以下「技術審査会」という。）で審査・選定する。

モデル事業の実施箇所は、技術審査会で選定した県内産品等に基づき、発注機関が利用する県内産品等と工事箇所を選定し、事業主管課が確認する。

4 県内産品等の検証・評価等

工事完了後に、部内各課から提出された結果報告表に基づき、技術審査会が有効性を検証・評価し、評価結果については関係者に通知するものとする。

また、改良の必要性を認めた場合は、開発企業への助言を行う。

なお、有効性の検証・評価に際しては、必要に応じて学識経験者等の意見を聞くものとする。

5 その他

検証・評価された県内産品等が、積極的に利活用されるよう広く情報提供を行うものとする。

附則

この要領は、平成16年 9月28日から施行する。

この要領は、平成18年 5月29日から施行する。

この要領は、平成19年12月 3日から施行する。

この要領は、平成28年11月 1日から施行する。

この要領は、令和 4年11月10日から施行する。